

小城市協働によるまちづくりに関する  
提言書（案）

平成 30 年 10 月

小城市協働によるまちづくり検討委員会

## 目 次

1. はじめに	1
2. なぜ協働によるまちづくりが必要なのか？	2
3. 今後の協働によるまちづくりについて	3
4. まちづくり協議会（仮称）について	4

### 【参考資料】

① 小城市協働によるまちづくり検討委員会設置要綱	10
② 小城市協働によるまちづくり検討委員会委員名簿	11
③ 検討経過	12

## 1. はじめに

本委員会は、小城市における協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに向けて、地域を基盤とするまちづくりやコミュニティ活動の方向性及び市の施策のあり方について検討するため、平成 26 年 12 月に設置されました。

市民アンケートや行政区の区長を対象にしたアンケートを実施することで、地域課題を洗い出すとともに、先進的な地域の取り組みを参考にしながら、これからの小城市における協働によるまちづくりについて検討を行ってきました。

また、モデル事業として平成 30 年 6 月に設立した三里まちづくり協議会の成果と課題を踏まえながら検討を重ねてまいりました。

市民と行政がお互いの能力や特性を最大限に発揮できる仕組みづくりや、地域住民が主体となって身近な課題を解決していくための仕組みの充実・強化を行い、協働によるまちづくりを推進するため、基本的な考え方と方向性をまとめましたので、これを小城市に提言いたします。

この提言が、小城市に住む住民誰もが、地域への愛着と誇りを持ち、魅力ある住みよい地域づくり・まちづくりにつながることを期待します。

小城市協働によるまちづくり検討委員会

## 2. なぜ協働によるまちづくりが必要なのか？

### (1) 協働とは・・・

市民、行政などが、地域の課題を解決するために、お互いの立場や特性を理解するとともに、お互いを尊重し、対等の立場でそれぞれが持ちうる能力を出し合いながら共通の目的を達成するために、協力、協調して取り組むことです。

### (2) なぜ今、協働のまちづくりが必要なのでしょう？

小城市においても多くの地域で少子高齢化や人口減少、混住化が進み、人と人のつながりが希薄になっている地域もみられ、地域組織が弱体化していることなどが課題として挙げられます。

一方、市民ニーズは多様化・高度化しており、従来からあった公共サービスの他に新たな市民ニーズへの対応が求められていますが、行政だけでは解決できなくなってきています。

例えば、空き家の増加問題や一人暮らしの高齢者の見守り、子育て支援などの福祉サービスの充実があげられます。また、災害時の助け合いや、美しい自然環境の保全が必要になるなどの地域課題も増えてきています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなが地域づくり・まちづくりを行っていく必要があります。

### 3. 今後の協働によるまちづくりについて

地域課題をそこに住む住民自らが解決し、住みよい環境を築きあげるためには、住民意識を高めることが必要です。地域における課題を自分たちの課題として認識し、主体的に課題解決に取り組むことが求められます。地域における課題は、地域性や習慣、住民意識の相違により様々です。

その解決のためには、

- ・自らの地域の組織力の強化
- ・「地域おこし隊」などの都市部からの新しい人材の導入
- ・例えば、子育てや防災などの目的に絞った広域的な組織
- ・小規模行政区の合併による組織力の強化

などが考えられます。

本委員会では、最も総合的な協働によるまちづくり手法として、住民主体のまちづくりを推進するため、「まちづくり協議会（仮称）」の設置が必要であると考えます。

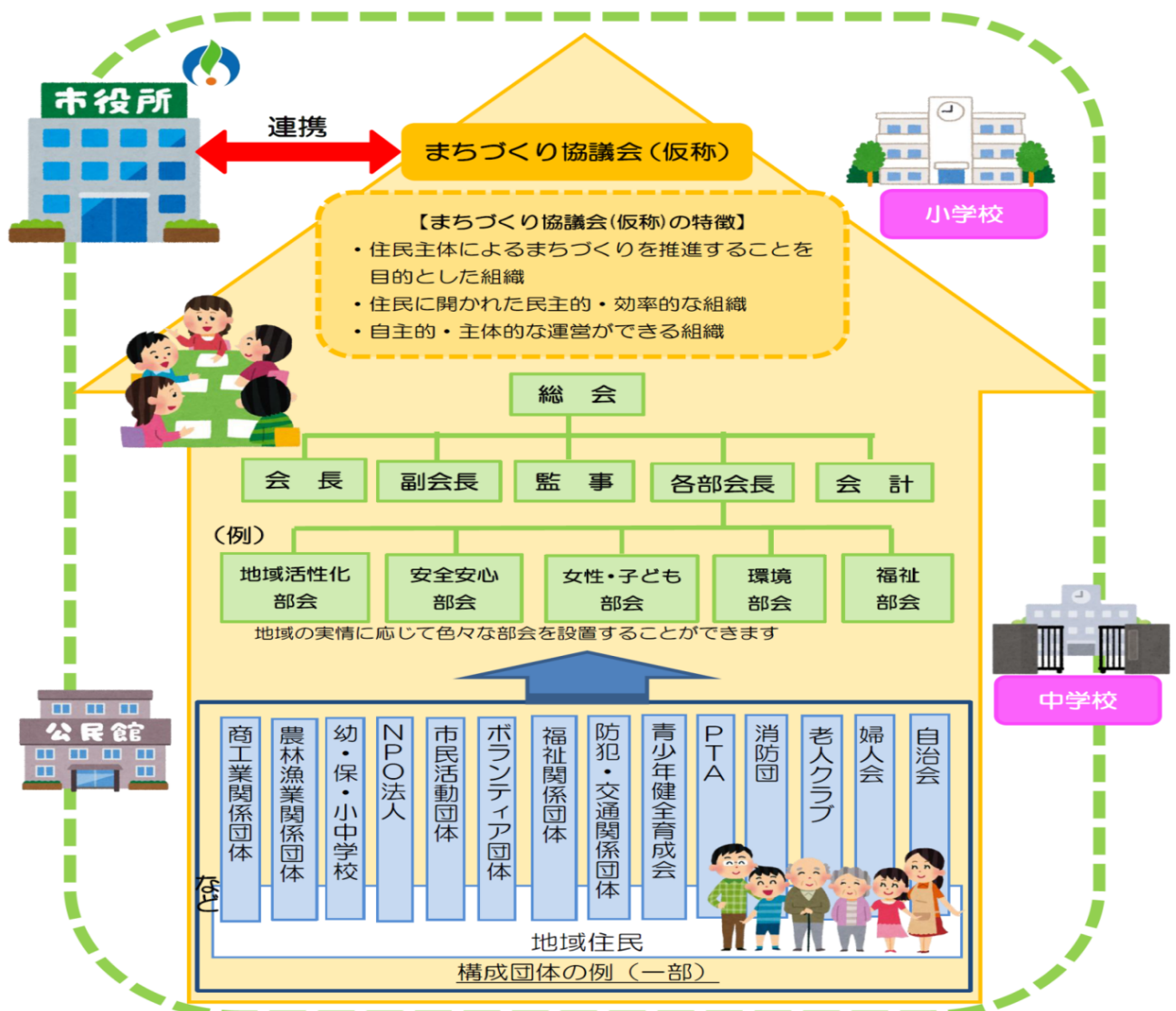
<まちづくり協議会へ期待される効果>

自らが住む地域の課題や市民ニーズを把握した上で、早急に取り組む必要性が高いものに自ら優先順位を付け、地域全体の合意の基で課題解決に取り組むことが期待できます。

#### 4. まちづくり協議会(仮称)について

##### (1)「まちづくり協議会(仮称)」の区域について

- ・まちづくり協議会(仮称)は、概ね小学校区単位を想定し、地域によってはそれ以外の地域を単位とします。
- ・住民主体のまちづくりへの参加を推進していくため、自治会、消防団、PTA、老人クラブなどの各種団体を基礎とし、地域課題に対応できる緩やかなネットワーク組織とします。
- ・各種団体が個別に活動するだけでなく、地域全体で情報を共有し、地域のことを話し合い、地域で必要な取組みを協力して実施していくため、地域活動にすべての人が参加できるような方策を地域で検討していくことが必要です。



## (2) まちづくり協議会（仮称）の要件について

### 【構成員】

- ・当該地域に居住するすべての住民及び地域で活動する公益活動団体および事業者等であること。（地域住民、自治会、ボランティア団体、NPO法人、学校、事業所など）
- ・既存の組織や団体の活動を活かしながら、活動に参加できること。
- ・若い世代から高齢者、女性などが積極的に参加すること。

### 【活動目的・内容】

- ・既存団体の緩やかな連携によりコミュニティを活性化すること。
- ・地域課題の解決に向けて住民の総意により取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針などを定めた地域まちづくり計画を作成し、実践すること。
- ・多くの住民の意見を反映し、多くの住民に参加してもらうため、まちづくり協議会（仮称）に部会制度を設け、団体それぞれの特性を活かせるようにすること。

### <参考>具体的な活動事例

分野	活動内容
防犯・防災	防災訓練、危険箇所マップの作成
健康・福祉	健康づくり教室、子育て支援、見守りネットワーク
自然・環境	環境美化（一斉清掃）、ごみ・空き缶拾い、花壇づくり
青少年育成	子ども体験教室、登下校見守り
教育・文化	伝統行事、生涯学習
親睦・交流	お祭り、レクリエーション大会
地域の活性化	特産品づくり
情報発信	広報紙発行

## 【民主性・透明性】

- ・まちづくり協議会（仮称）規約に基づき、役員の民主的選出を行うこととし、女性や若い世代の積極的な登用を図ること。
- ・まちづくり協議会（仮称）の活動や会計について、資料等を明らかにし、事業計画、予算作成・執行および会計処理の透明性を確保すること。
- ・地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、協働につながる幅広い情報を積極的に公開すること。

## （3）活動拠点について

まちづくり協議会（仮称）の区域を概ね小学校区単位と設定したことを踏まえ、小学校区毎に設置されている公民館・支館を活動拠点とすることが望ましいと考えられます。

公民館以外に、他の公共施設なども含めて、多様な施設の活用を検討し、その地域に最もふさわしい活動拠点を決める必要があります。

## 課 題

- ・公民館の利用方法の検討
- ・まちづくり協議会事務局員の配置
- ・公民館活動とまちづくり協議会活動の連携



#### (4) 財源について

- ・協働のまちづくり活動を行う上では、まちづくり協議会（仮称）による自主財源の確保が必要不可欠です。
- ・自主財源としては、各地区の負担金（戸数割）や寄付金の受入れ、民間の助成金の活用などがあげられます。
- ・まちづくり協議会（仮称）では、自主財源確保に向けた検討を行っていくとともに、効果的・効率的に予算配分できる仕組みを考えていく必要があります。
- ・市からまちづくり協議会（仮称）の運営に対する一定の補助金（交付金）による財政的支援が必要です。また、市は財源を確保できる手段を情報提供していく必要があります。

## (5) 市職員の関わりについて

まちづくり協議会（仮称）は自主的・自立的な運営ができるように、まちづくり協議会（仮称）への人的支援を提案します。なお、自主的・自立的な運営が可能となった場合は、市からの人的支援は最小限に抑えることが住民主体のまちづくりにつながると考えます。

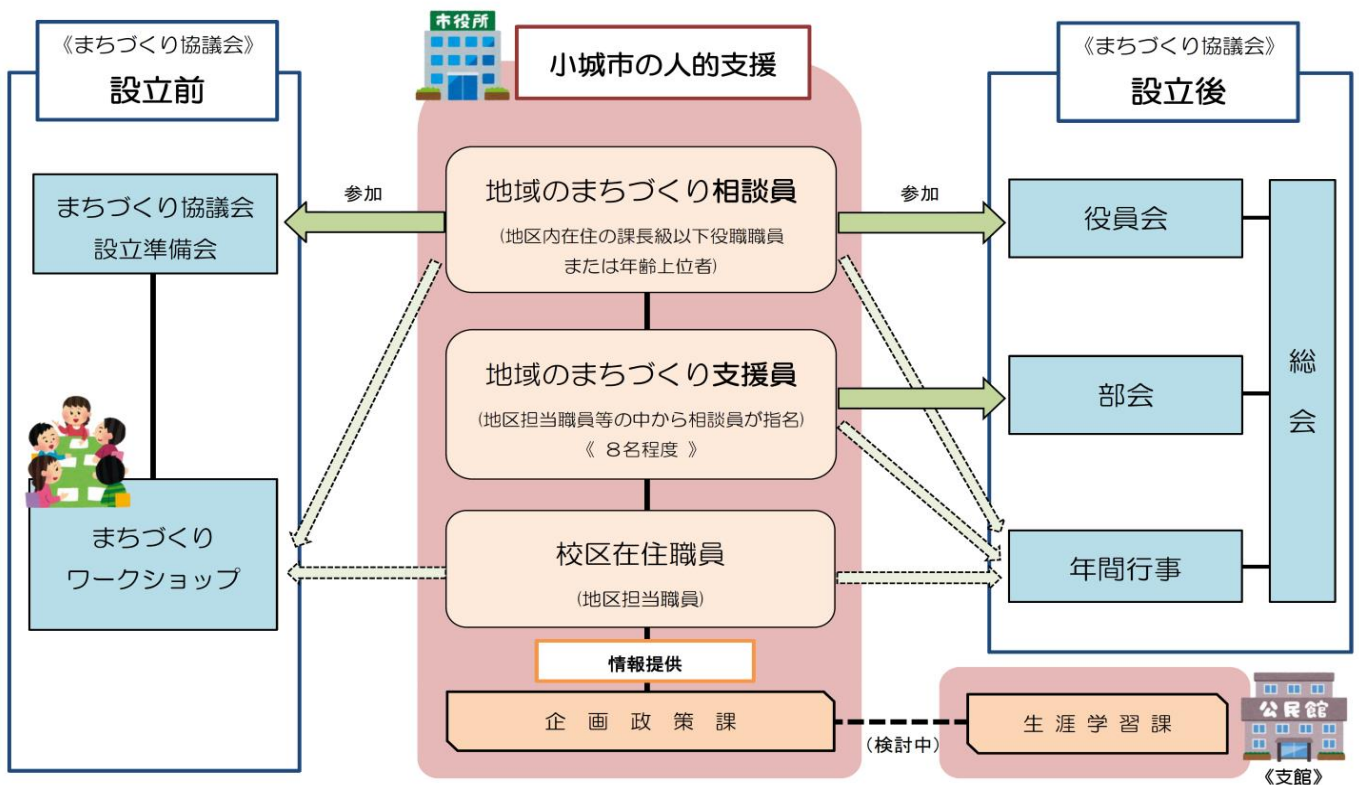
地域のまちづくり職員支援制度の内容

【相談員】 役員会へオブザーバー（ボランティア）として参加、行事への参加

【支援員】 部会へオブザーバー（ボランティア）として参加、行事への参加

【校区在住職員（地区担当職員）】 行事への参加

### 地域のまちづくり職員支援制度（仮称）【案】

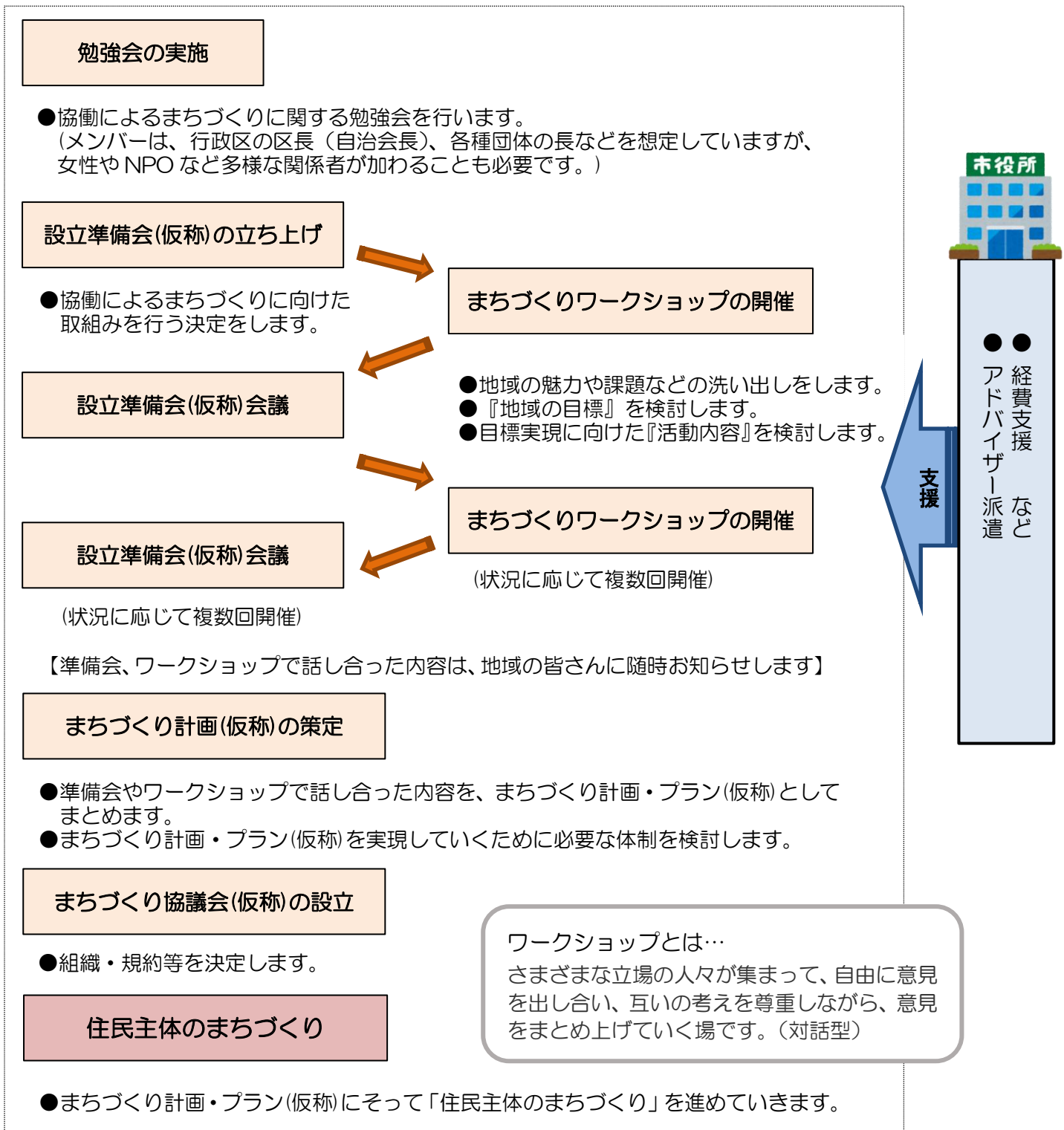


## (6) まちづくり協議会設立の方法

協働によるまちづくりの進め方の例を示しています。

地域の実情や課題によって進め方は違ってきます。

### 協働によるまちづくりの実践例



## 小城市協働によるまちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに向けて、地域を基盤とするまちづくりやコミュニティ活動の方向性及びそれに基づく市の施策のあり方などについて検討するため、小城市協働によるまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討及び協議を行う。

- (1) 地域におけるまちづくりの現状及び課題に関すること。
- (2) 地域コミュニティ組織の位置付け、役割及び体制に関すること。
- (3) 地域と行政との適切な役割分担のあり方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又は当該団体が推薦する者
- (3) 公募により選ばれた者
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成26年9月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成26年12月15日告示第112号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月26日告示第11号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月22日告示第74号）

1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年10月20日までとする。

小城市協働によるまちづくり検討委員会 委員名簿 (任期:平成 28 年 10 月 21 日～平成 30 年 10 月 20 日)

【参考資料②】

	区分	所属団体等	H26.12.25～	H27.4.1～	H28.10.21～	H28.12.1～	H29.4.1～	H29.6.1～	H29.9.28～	H30.4.1～	
			委員名								
1		学識経験者	五十嵐 勉								
2		学識経験者	安徳 弥生		井本 浩之						
3	推薦	小城市区長連絡協議会	今村 力哉	本村 廣太	森永 光俊		森永 利男		古川 一二三		
4	〃	公民分館長会	原口 泰平		中野 淳二		大松 邦雄				
5	〃	小城市民生委員・ 児童委員連絡協議会	眞子 公敏			高岸 巖					
6	〃	小城市消防団	秋丸 政光				下村 一寿				
7	〃	小城市地域婦人会	山田 トモ子		福地 敦子						
8	〃	小城市老人クラブ連合会	横山 正義	古賀 壽美					田中 和夫		
9	〃	小城市PTA連絡協議会	川頭 孝寿	唐島 由晃			右近 貴臣				
10	〃	小城市青少年育成市民会 議	木下 隆和		上瀧 政登						
11	〃	小城市ボランティア連絡 協議会	東島 美恵子		島田 美和子		相川 忠彦				
12	〃	小城市体育協会	光岡 國彦		相浦 守夫						
13	〃	小城市社会福祉協議会	原 勝治								
14	〃	小城市小中学校校長会	大野 敬一郎					濱崎 豊治		武富 秀之	
15		公募委員	大坪 武裕								
16		公募委員	光石 隆憲								
17		公募委員	石橋 裕子								
18		公募委員	中島 正人								
19		公募委員	西岡 明樂								
20		公募委員	古川 久美子		赤松 貴子						
21		市長が必要と認める者								木下 隆和	

## 検討経過

小城市協働によるまちづくり検討委員会では、平成26年12月から合計18回の委員会を開催し、本提言書を取りまとめました。

### 会議の開催経過

年 度	回	期 日	内 容
平成26年度	第1回	平成26年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小城市の協働によるまちづくり施策</li> <li>・今後のスケジュール</li> <li>・市民アンケートについて</li> </ul>
	第2回	平成27年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察（佐賀市金立まちづくり協議会、川上校区まちづくり協議会）</li> </ul>
	第3回	平成27年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小城市の人口集計</li> <li>・市民アンケート速報</li> <li>・行政区・各種団体アンケート</li> </ul>
平成27年度	第1回	平成27年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート分析・評価</li> <li>・各種団体。行政区アンケート速報</li> </ul>
	第2回	平成27年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察（福岡県大野城市）</li> </ul>
	第3回	平成27年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ「協働のまちづくりをみんなで考えよう！」</li> </ul>
	第4回	平成27年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区・各種団体アンケート分析・評価</li> <li>・課題の整理</li> </ul>
	第5回	平成27年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三里地区協働によるまちづくりワークショップ</li> </ul>
	第6回	平成27年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度以降の協働によるまちづくりに向けて</li> </ul>
	第7回	平成27年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度以降の協働によるまちづくりに向けて【協働によるまちづくりリーフレット作成】</li> </ul>
平成28年度	第1回	平成28年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「これからの地域づくり・まちづくり」講話</li> <li>・平成28年度及び平成29年度以降の協働によるまちづくり事業について</li> </ul>
	第2回	平成29年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察研修（佐賀市嘉瀬まちづくり協議会、久保田まちづくり協議会）</li> </ul>
平成29年度	第1回	平成29年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの検討内容、今後の協働によるまちづくり事業について</li> <li>・三里地区地域のまちづくりモデル事業について</li> </ul>
	第2回	平成29年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり事業の啓発情報発進</li> <li>・三里地区地域のまちづくりモデル事業経過報告</li> </ul>
	第3回	平成30年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三里地区地域のまちづくりモデル事業経過報告</li> <li>・まちづくり協議会への支援のあり方</li> <li>・来年度の協働によるまちづくり事業について</li> </ul>
平成30年度	第1回	平成30年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの検討内容、今後の協働によるまちづくり事業について</li> <li>・三里地区地域のまちづくりモデル事業経過報告</li> <li>・協働によるまちづくりに関する提言書（案）について</li> </ul>
	第2回	平成30年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働によるまちづくりに関する提言書（案）について</li> </ul>
	第3回	平成30年10月12日	

